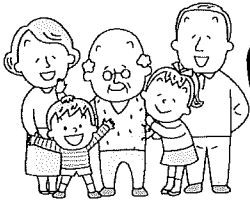


ご存知
ですか？

旭川市では、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方を対象に週に一度、分別した生活ごみを戸別（玄関先）に訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。



ふれあい収集

「ふれあい収集」の対象となる方

- ① ひとり暮らしで自らごみステーションまでごみを排出できない方
- ② 他の者の協力を得ることが出来ない方
- ③ 下記に該当する方

※ 65歳以上の方

要支援2・要介護認定1～5を受けている方で
介助・介護を必要とする生活状況の方。

※40歳以上の第2号被保険者を含む

※ 64歳以下の方

身体障害者手帳の交付を受けて、障害福祉サービス受給者証の
認定を受けている方で、介助・介助を必要とする生活状況の方。
※ 障害名・等級・障害福祉サービス受給者証の内容等により、該当されない場合もあります。

同居者のいる方でも、同居者が概ね上記に準じてごみの排出ができない場合など、お気軽にご相談ください

「ふれあい収集」開始までの手順

申請書をもらう

申請書は次の施設にあります。

- クリーンセンター
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業所
- 地域包括支援センター

※ 旭川市ホームページの環境部
クリーンセンターホームページ
からもダウンロードできます。

申請書に記入する

ご家族・介護支援専門員の
代理申請も可能です。

～必要書類～

- 介護保険被保険者証の写し
- 身体障害者手帳の写し
- 障害福祉サービス受給者証
の写し

申請書を提出する

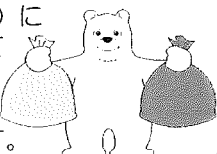
必要書類をご用意のう
え、持参・郵送・FAX
のいずれかでク
リーンセンター
へ提出してくだ
さい。



「ふれあい収集」に関するお問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

収集開始

収集開始日から週に一度
分別した生活ごみを戸別
（玄関先）に
訪問して
収集を
開始い
たします。



結果の通知

認定審査委員会を開催し
て協議し、2週間以内に通
知いたします。
認定された方
には、収集開始
日をお知らせい
たします。



面談調査

書類審査後、担当者が直接
お伺いし、対象者の状況を申
請者とケア
マネージャ
ー等同席
の上、面談
して確認し
ます。



旭川市クリーンセンター

ふれあい収集

でんわ
FAX

36-6712

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisouoffice/>